《論　説》

続・犯罪利用預金口座の取引停止措置と金融機関の注意義務

――名古屋高裁金沢支部平成二八年一一月三〇日判決の紹介・分析と立法論――

新　井　　剛

一　序

筆者は、かつて本誌に、富山地裁平成二八年六月二二日判決（平成二七年（ワ）第二三六号）[1]を契機として、犯罪利用預金口座の取引停止措置における金融機関の注意義務とその責任に関する論文を公表した[2]。この論文では、犯罪利用預金口座の取引停止措置が金融機関の預金規定[3]または犯罪利用口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律[4]三条一項[5]に基づいておこなわれることを確認した後、犯罪利用預金口座の取引停止措置の当否に関する一六個の先例に関する事案と判旨を紹介・分析した上で、富山地裁平成二八年六月二二日判決に関して、合計七個の観点から非常に問題がある旨を詳細に論じた。

そうしたところ、その控訴審判決である名古屋高裁金沢支部平成二八年一一月三〇日判決（平成二八年（ネ）第一五〇号）が出された[6]。そこで本稿では、前稿の続稿として、未公刊であるこの控訴審判決の判旨を紹介するとと

もに、その内容を分析・検討することにしたいと思う。

以下では、まず二で、両判決の事案を今一度確認するとともに、三で、原審である富山地裁平成二八年六月二二日判決(原判決)の判旨を紹介し、四で、前稿で詳述した富山地裁平成二八年六月二二日判決(原判決)の問題点の要旨を確認する。その上で五で、名古屋高裁金沢支部平成二八年一一月三〇日判決(本判決)の判旨を紹介して、六以下で、名古屋高裁金沢支部平成二八年一一月三〇日判決(本判決)の内容を分析・検討し、最後に、以上の検討を踏まえて立法論を提示したいと思う。

二　両判決の事実の概要

本件事実の概要は、次のとおりである。

1　原告X_1は、健康セミナーを主催する女性であり、原告X_2会社及び原告X_3会社は、X_1が代表取締役を務める関連会社である。X_2会社及びX_3会社の所在地は、X_1の住所地と同一である。X_1らは、被告Y銀行(株式会社北陸銀行)の支店に普通預金口座等を有していた。富山県警南砺警察署長は、Y八尾支店長及びY越前町支店長に対し、「預金口座等の凍結依頼について」と題する平成二七年七月九日付け文書により、次の口座の凍結を依頼した。

X_1の本件口座一(平成二七年七月一〇日時点の残高は、五一三九万九二九四円)

本件口座二(同、一五四万九八二七円)

本件口座三(同、二〇万〇〇一四円)

X_2の本件口座四(同、四四二万九四六四円)

X_3の本件口座五（同、一一八九万五一五五円）

2　Yの八尾支店は、本件口座一、同四、同五について、同月一三日に、犯罪利用口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律三条一項（及び預金規定）[7]に基づき、預金取引の停止措置を実施した。また、Yの越前町支店、本件口座二、同三について、同月一四日に、法三条一項（及び預金規定）に基づき、預金取引の停止措置を実施した。

3　そこでXらは、同年八月七日に、Yに対して上記各口座の預金払戻を求めて訴えを提起した。本件訴状は同月一三日に、Yに送達された。この本件訴状送達により、XらはYに対して、本件各口座に係る消費寄託契約について払戻しを求める旨の意思表示をした。

4　ところで、X_1ら七名は、健康セミナーを開催し、「白血病細胞の抑制効果がある」、「抗がん作用、ボケ防止」などの効能をうたって、健康食品を無許可で販売し、参加した女性三人に錠剤状の健康食品二種類一〇箱を計一九万円で販売したとして、平成二八年一月二〇日までに、富山県警南砺警察署に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という）違反の疑いで逮捕された。X_1とともに逮捕されたAは、X_3会社に健康食品を販売し、健康セミナーでは効能を説明する講師役も務めていた。Aの会社は、平成二六年には年間八〇〇〇万円の売り上げがあり、富山の他、東京、兵庫などにセミナー形式の販売網を持っていた[8]。平成二八年二月一〇日、高岡区検はX_1を略式起訴し、高岡簡裁は罰金五〇万円の略式命令を下した[9]。

5　富山県警南砺警察署長は、同日、Yの上記各支店長に対し、「預金口座等の凍結解除依頼について」と題する同月八日付け文書により、口座凍結の解除を依頼した。そのため、Yは同日、本件各取引停止措置を解除した。

そして、Yは同月一七日までに、次のとおり各口座について、Xらに預金を払い戻した。なお、払戻金額は基本的に、上記金額に約定の利息を付加したものである。

X_1の本件口座一について（五一四〇万七五六二円）

本件口座二について（一五五万一九〇円）

本件口座三について（二〇万〇〇四九円）で、合計五三一五万七八〇一円

X_2の本件口座四について（四三〇万二三七六円）

X_3の本件口座五について（一一八九万六六八二三円）

6

しかしながらXらは、

〔1〕Yの取引停止措置の実施に関して、医薬品医療機器等法は、医薬品、医薬部外品、化粧品などの品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うこと等を目的とするものであり（一条）、個人の財産を直接保護することを目的とするものではないから、法二条三項所定の振込利用預金口座にはあたらない。

〔2〕したがって、医薬品医療機器等法違反の疑いがあったとしても、本件各口座が犯罪利用預金口座である疑いはないから、本件取引停止措置には正当な理由がない。少なくとも、本件口座五への入金は寝具販売等による売上金であって、医薬品医療機器等法違反の疑いに関わる取引とは無関係な口座であるから、その説明をした時点で犯罪利用預金口座である疑いは解消された。

〔3〕上記払戻金額を受け取ったとしても、本件訴状送達により、XらがYに対して、本件各口座に係る消費寄託契約について払戻しを求める旨の意思表示をした平成二七年八月一三日の翌日から平成二八年二月九

日までの民法所定の年五分の割合による遅延損害金が発生しているから、それらを控除した上で、なおも預金口座の残額について消費寄託契約による寄託金返還請求をすると主張した。

具体的には、口座一・二・三を有するX_1について、一二九万八二八〇円

口座四を有するX_2について、一〇万七九〇五円

口座五を有するX_3について、二九万八三六円

及びこれらに対する催告後の平成二八年二月二七日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の各支払を求めたのが、本件である。

7　これに対して、Yは、

〔Ⓐ〕　Xは、医薬品医療機器等法違反は財産犯ではなく被害者がいないから、法の適用がないと主張するが、例えばありもしない効能を謳って医薬品等の商品を販売した場合には、当該商品の購入者は財産上の被害者になりうるのであり、犯罪利用預金口座に該当しないとはいえないと反論した（Xの主張〔1〕に対する反論）。

〔Ⓑ〕　本件各取引停止措置は、平成二七年七月一三日に、南砺警察署長から本件凍結依頼を受け、本件各口座が犯罪利用預金口座である疑いがあると認められたことによりされたものであり、正当である。金融機関は、顧客に係る被疑事実や捜査の進捗状況を知り得る立場にはなく、特定の預金口座が犯罪利用預金口座であるか否かにつき独自に調査する権限や能力を持たないから、捜査機関から口座凍結依頼があればこれに従わざるを得ないと反論した（Xの主張〔2〕に対する反論）。

〔Ⓒ〕　捜査機関からの口座凍結依頼に根拠がなかった場合、これにより生じた損害（遅延損害金等）は、捜

査機関に対する国家賠償請求により回復されるべきであり、Yの支払金額から遅延損害金を控除し、その残額を請求するのは失当であると反論した（Xの主張〔3〕に対する反論）。

三　富山地裁平成二八年六月二二日判決の紹介

以上の事案について、富山地裁は次のような判断を下した。富山地裁平成二八年六月二二日判決（平成二七年（ワ）第二三六号、原告X1、X2会社、X3会社対被告北陸銀行、預金払戻請求事件）未公刊である。次に、同判決の判旨を紹介する。

〔判旨〕　請求認容。その理由は、次のとおりである。

Ⅰ「被告は、本件各取引停止措置は、被告が南砺警察署長から平成二七年七月一三日本件各凍結依頼を受け、本件各口座が犯罪利用預金口座である疑いがあると認められたことによりされたものであって、正当なものである旨、また、金融機関は、顧客に係る被疑事実や捜査の進捗状況等を知り得る立場になく、特定の預金口座が犯罪利用預金口座に当たるか否かにつき独自に調査する権限や能力を持たないから、捜査機関から口座凍結の依頼があればこれに従わざるを得ない旨主張する。

1　しかし、救済法の上記…の規定(10)によれば、金融機関は当該預金口座が犯罪利用預金口座等であると疑われるかどうかを捜査機関等から提供を受けた不正利用に関する情報や、同情報及びその他の情報に基づいて当該預金口座等に係る振込利用犯罪行為による被害の状況について行った調査の結果、あるいは当該預金口座等に係る取引の状況等を勘案して、独自に判断するものとしていることが認められ、

2　また、証拠…及び弁論の全趣旨によれば、一般社団法人全国銀行協会は救済法への対応について「振り込め詐欺救済法における口座凍結手続について」と題するパンフレットを作製し、同パンフレットにおいて、救済法三条一項を踏まえ、次の①ないし④のいずれかに該当する場合は、速やかに口座凍結を実施する、すなわち、①捜査機関、弁護士会、金融庁及び消費者生活センターなど公的機関ならびに弁護士、認定司法書士からの通報があった場合、②被害者から被害の申出があり、振込みが行われたことが確認でき、他の取引の状況や口座名義人との連絡状況から、直ちに口座凍結を行う必要がある場合、③口座が振り込め詐欺等の犯罪に利用されているとの疑いがある、又は口座が振り込め詐欺等の犯罪に利用される可能性があるとの情報提供があり、次のいずれか、すなわち名義人に電話で連絡し、名義人本人から口座を貸与・売却した、紛失した、口座開設の覚えがないとの連絡がとれた場合、複数回、異なる時間帯に電話連絡をしたが、連絡がとれなかった場合、一定期間内に通常の生活口座取引と異なる入出金、又は過去の履歴と比較すると異常な入出金が発生している場合、④本人確認書類の偽造・変造が発覚した場合とするとともに、

3　金融機関が保有・収集する情報だけでは凍結に踏み切れないことが多い利殖勧誘事犯等では、捜査機関等の確度の高い外部情報が非常に重要であるとし、入出金履歴チェック、口座名義人への利用実態等確認に捜査機関等からの外部情報を踏まえ、犯罪利用の蓋然性が高いと判断する場合には口座凍結を実施し、高いと判断できない場合には口座等を凍結しないことを図解で示し、

4　さらに情報提供元による情報提供状況の比較として、提供元が警察、弁護士である場合、罪状、法的証拠が明示され、また、情報提供元から口座名義人に対して凍結要請に至った背景・事情を直接説明してもらうことが可能で口座凍結ができる場合が多いとの趣旨の記載をし、

5　捜査機関等からの口座凍結依頼があった場合でも、これがあっただけで直ちに口座凍結をするのではなく、これを確度の高い情報として考慮しながら、すみやかに入出金履歴や取引状況等を確認するなどして当該口座の犯罪利用の蓋然性の高さを判断するものとしていることが認められる。」

Ⅱ「さらに、本件各凍結依頼を見るに、南砺警察署長から発出され、被告への情報提供文書となった前記「預金口座等の凍結依頼について」と題する文書には、対象口座に係る犯罪の種別として、オレオレ詐欺（恐喝）、架空請求詐欺（恐喝）、融資保証金詐欺、還付金等詐欺、インターネット・オークション詐欺、出資法（高金利違反（いわゆるヤミ金融事犯）、出資法（預り金）違反（利殖勧誘事犯）の記載があり、これらに印を付けられるようにしてあるが、印はなく、「その他（　）」の括弧内に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律違反」との記載があるが、同記載からは本件各口座に係る同法違反行為が救済法二条三項所定の振込利用犯罪行為、すなわち詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたものであるか直ちには判別できず、また、上記法律（医薬品医療機器等法）の目的（同法一条）等に照らしても同法違反行為が振込利用犯罪行為に当たるかどうかは判然としないのであり、本件各凍結依頼があったことから直ちに本件各口座が犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めることはできない。

以上に照らせば、被告の上記主張は、本件各凍結依頼の内容等を踏まえないものであり、採用の限りではない。」

Ⅲ「そして、被告が南砺警察署長に対し何等の照会もしていないことは弁論の全趣旨からこれを認めることができ、被告が原告らの入出金履歴や取引状況等を確認するなどしたことについてはこれを認めるに足りる証拠はない。結局、本件においては、本件各取引停止措置が正当であることを基礎付ける事実について立証がないといわ

ざるを得ない。

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由がある。」

四　富山地裁平成二八年六月二二日判決の問題点

筆者は、この富山地裁の判決に対して、次のような七つの問題点があると批判した。詳しくは、獨協法学一〇一号に掲載の前稿を御参照いただきたいが、その要旨は次のとおりである。

〔Ⅰ〕　原判決の判旨Ⅰの**1**は、法の二条から四条の規定を根拠に、金融機関は捜査機関等からの情報に加えて、「同情報及びその他の情報に基づいて当該預金口座等に係る振込利用犯罪行為による被害の状況について行った調査の結果、あるいは当該預金口座等に係る取引の状況等を勘案して、独自に判断する」と述べている。

しかしながら、本件で問題となっているのは、法三条一項に基づく取引停止措置の正当性であるから、債権消滅手続に関する四条の規定は無関係であり、法四条に基づいて金融機関に重い調査義務を課そうとする原判決はおかしいのではないか。[11]

〔Ⅱ〕　原判決は、捜査機関等から通報のみで、口座取引停止措置をとるのは妥当ではないと判旨Ⅰの**4**で述べる。

しかし、このような立場は、三つの先例[12]とは反対の立場を採るものであり、しかも法三条一項の文言や法の趣旨（被害者の財産的被害の迅速な回復や被害の拡大防止）にも反しており、理論的に問題があるのではないか。[13]

〔Ⅲ〕　原判決の判旨Ⅰの**5**は、金融機関は「捜査機関等からの口座凍結依頼があった場合でも、これがあったただ

け で直ちに口座凍結をするの」は妥当ではなく、これを確度の高い情報として考慮しながら、すみやかに「入出金履歴」や「取引状況等」を確認するなどして、当該口座の犯罪利用の蓋然性の高さを、金融機関は「独自に」判断すべきとする。

しかしながら、本件で問題となる利殖勧誘事犯やその他の特殊詐欺に関しては、内部保有・収集情報のみでは「犯罪利用預金口座等である疑いがある」と判断するのは難しく、捜査機関等からの外部情報こそが重要であるとされている[14]。そうすると、判旨Ⅰの５が、金融機関が「入出金履歴」や「取引状況等」を確認すべきと強調することには、どれほどの意義があるというのであろうか[15]。

〔Ⅳ〕　判旨Ⅱは、本件は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律違反」であり、法二条三項所定の振込利用犯罪行為、すなわち振込みが利用された財産犯とはいえないから、本件各凍結依頼があったことから直ちに本件各口座が犯罪利用預金口座等である疑いがあるとして、口座取引停止措置をとった被告の行為は妥当ではないとする。

しかしながら、「例えばありもしない効能を謳って医薬品等の商品を販売した場合には、当該商品の購入者は財産上の被害者になりうるのであり、犯罪利用預金口座に該当しないとはいえない」のではないか[16]。

〔Ⅴ〕　判旨Ⅲで、被告が「警察署長に対し何等の照会もしていない」こと、被告が原告らの「入出金履歴」や「取引状況等」を確認するなどしたことを認めるに足りる証拠はないことから、本件「各取引停止措置が正当であることを基礎付ける事実について立証がない」として、原告らの請求はいずれも理由があると判断している。

しかしながら、法三条一項が、法の目的貫徹のため、「疑い」で良いとして、金融機関による口座凍結に関して迅速性を要求していることを軽視しており、原判決は失当ではないか[17]。

〔Ⅵ〕　原判決は、原告らの請求はいずれも理由があると結論付けた。このことは、被告金融機関に、遅延損害金の支払いを義務付けたことを意味し、債務不履行リスクを負担させた。しかし、本件警察の情報提供が不適当であるために、原告に損害が発生した場合には、国家賠償請求により問題解決を図るべきではないのか。

原判決の結論は、本件で問題となった法三条一項の立法趣旨である「振り込め詐欺被害者救済法の立法過程において、被害者救済の実効性を確保する一方、口座名義人に対して債務不履行責任を負うリスクを金融機関に負わせないようにしなければならないとの基本的な考え方」と相容れないのではないか[18]。

〔Ⅶ〕　被告は、法三条一項に基づく口座取引停止措置の正当性のみならず、普通預金等規定に基づく口座取引停止措置の正当性も主張していたのではないか。にもかかわらず、判旨においては、預金規定に基づく口座取引停止措置の正当性に関しては、全く判示されていないのはおかしいのではないか。

そして、預金規定に基づく口座取引停止措置の是非が中心的争点とされていたならば、本件では、原告について、医薬品医療機器法違反により略式命令が出されている以上、本判決の結論として、原告敗訴の判断が下されるべきであったのではないか[19]。

五　名古屋高裁金沢支部平成二八年一一月三〇日判決の紹介

原判決で敗訴した被告Y銀行は、名古屋高裁金沢支部に控訴した。これに対して、名古屋高裁金沢支部は次のような判断を下した。名古屋高裁金沢支部平成二八年一一月三〇日判決（平成二八年（ネ）第一五〇号、控訴人北陸銀行対被控訴人X_1、X_2会社、X_3会社、預金払戻請求事件）未公刊である。次に、同判決の判旨を紹介する。

〔判旨〕　原判決取消、被控訴人らの請求棄却。その理由は、次のとおりである。

「**第三**　当裁判所の判断

1　救済法三条に基づく取引停止措置について

(1)　救済法二条三項は、振込利用犯罪行為について、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたものをいうとし、同条四項一号は、犯罪利用預金口座等について、振込利用犯罪行為において上記の振込先となった預金口座等をいうとし、同法三条一項は、金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して、犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずると規定している。

そうすると、金融機関としては、当該金融機関の預金口座について、捜査機関等から、それが救済法所定の犯罪利用預金口座である疑いがあるとして、当該預金口座に係る取引の停止（口座凍結）の措置を要請された場合、当該被疑事件が明らかに振込利用犯罪行為に係る事犯に該当せず、また、当該預金口座が犯罪利用預金口座でないことが明らかであるなど特段の事情がない限り、その要請に応じて取引停止の措置を講じたとしても、それをもって違法ということはできないものというべきである。

(2)　救済法の趣旨からすれば、金融機関は当該預金口座が犯罪利用預金口座である疑いがあると認められるか否かを独自に判断するとされており、それに伴って相応の調査を尽くす必要に迫られることもあり得るが、預金口座の不正な利用に関する情報の提供元が捜査機関であり、かつ、捜査中の案件に係る場合にお

いては、捜査機関が金融機関から照会を受けたとしても、密行性を旨とする捜査の性質上、被疑事件について罪名以外の具体的な内容を捜査機関が開示するとは考えられず、しかも、金融機関より遥かに強力な調査権限を有する捜査機関が当該預金口座を犯罪利用預金口座であると判断している以上、捜査機関への照会はもとより、金融機関が何らかの調査をすべき義務があると解することはできない。なお、上記の解釈は、一般社団法人全国金融協会が前記パンフレット（甲一一）で示す指針に反するものではない。

(3) なお、救済法四条は、預金等に係る債権の消滅手続における公告の求めについて、金融機関は、捜査機関等からの当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供だけでなく、当該預金口座等に係る振込利用犯罪行為による被害の状況等について行った調査の結果なども勘案して、これが犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該預金口座等について取引停止等の措置を講ずるとともに、当該債権の消滅手続の開始に係る公告をすることを求めなければならないと規定している。これは、預金債権の消滅手続に関する規定であって、救済法三条所定の取引停止等の措置のように、振込利用犯罪行為が疑われる預金口座等について一時的に取引を停止するという暫定的な措置とは異なるのであり、口座名義人の受ける不利益の度合いが大きく異なることにも照らすと、預金債権の消滅手続の一環として金融機関の調査が必要とされるとしても、救済法三条所定の取引停止等の措置を講ずるに当たって、同様の調査が要求されるものではない。

２ 普通預金等規定に基づく取引停止措置について

上記の理は、控訴人の普通預金等規定一一条に基づく預金取引の停止にも当てはまるのであって、特段の事情のない限り、捜査機関の要請に応じて預金取引の停止（口座凍結）の措置を講じたとしても、同条の（一一）

③に該当するというべきであるから、控訴人が債務不履行等の責任を問われることはない。

3　本件の帰趨について

(1)　前記のとおり、控訴人は、南砺警察署長から、本件各口座が医療品医療機器等法違反による犯罪利用預金口座の疑いがあるとして本件各凍結依頼を受け、これに応じて本件各取引停止措置を実施したところ、南砺警察署長の依頼に関する案件は捜査中の被疑事犯であることがうかがえるから、上記にいう特段の事情がない限り、控訴人において、本件各口座が犯罪利用預金口座の疑いがあると認めるに当たり、それ以上の調査をする義務はなく、本件各取引停止措置を実施したことをもって違法ということはできない。

そこで、特段の事情の有無について検討すると、本件各凍結依頼に係る被疑事件の罪名は医療品医療機器等法違反であるところ、医療品医療機器等法は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保険衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うなどを目的とするものであり(同法一条)、同法違反の行為は、詐欺罪等のように直接に人の財産を侵害する犯罪行為ではない。しかし、医療品医療機器等法所定の承認を受けていない効能等を謳ったり、基準に適合しない医薬品を販売するなどした場合(同法八四条、八五条、五五条、五六条等)、当該医薬品の購入者は同法違反の行為により財産上の損害を被ったといえるのであって、そのような被疑事犯の可能性がある以上、控訴人が捜査機関から提供された情報を前提とすれば、同法違反の振込利用犯罪行為があり、本件各口座は犯罪利用預金口座に該当する可能性があったというべきである。しかも、南砺警察署長など捜査機関側から罪名以外に被疑事件の具体的な内容が開示される可能性があったとは認められず、その他、特段の事情が存在したと認めることはできない。

(2) したがって、控訴人が本件各凍結依頼に応じ、本件各口座が犯罪利用預金口座である疑いがあると認めて本件各取引停止措置を実施したことは、違法とはいえないものである。

そして、控訴人は、南砺警察署長から、本件各口座が犯罪利用預金口座である疑いがなくなったとして口座凍結を解除するよう依頼されたことを受けて、直ちに本件各取引停止措置を解除したのであって、これら一連の行為は正当なものというべきである。被控訴人らは、少なくとも本件口座五について、被控訴人TMGGが医療品医療機器等法違反の疑いに関わる取引とは無関係であることを説明したから、その時点において犯罪利用預金口座である疑いが解消されたと主張するが、被疑事件の当事者又はその密接な関係者と思われる口座名義人がそのような説明をしたからといって、直ちに犯罪利用預金口座である疑いが解消されたということはできないのであり、被控訴人らの主張は採用できない。

(3) そうすると、被控訴人らは、平成二八年二月一七日までに本件各口座について利息を含めて預金の払戻しを受けたというのであるから、控訴人が預金の払戻請求に応じなかったことが不当であることを前提として、その一部を履行遅滞によって生ずる遅延損害金に充当することは失当というべきであって、被控訴人らの請求はいずれも理由がない。

第四 結論

よって、被控訴人らの本件請求をいずれも認容した原判決は相当でないから、原判決を取り消し、被控訴人らの本件請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。」

六　名古屋高裁金沢支部平成二八年一一月三〇日判決の分析と検討

1　本控訴審判決は、以上のように判示して、原告Xらを勝訴させた原判決を取り消し、被控訴人（＝原告Xら）の請求を棄却した。そこで以下、本判決を検討していくが、その前提として、少し長く引用・紹介した、本判決の論理構造を分析することから始めよう。

2⑴　本判決は、判旨**1**（救済法三条に基づく取引停止措置について）で、法三条に基づく取引停止措置について検討し、判旨**2**（普通預金等規定に基づく取引停止措置について）で、普通預金規定に基づく取引停止措置について考察した上で、判旨**3**（本件の帰趨について）で、あてはめ（特に、判旨**1**及び**2**の規範定立部分で述べた「特段の事情」の有無の検討）をして、判旨**第四**（結論）で、その結論を述べるという論理構造をとっている。より詳しくは、次のとおりである。

本判決はまず、判旨**1**の⑴において、法二条三項の「振込利用犯罪行為」の定義と、同条四項一号の「犯罪利用預金口座等」の定義を確認して、法三条一項の規定を紹介する。その上で、「そうすると、」捜査機関等から、それが法所定の犯罪利用預金口座である疑いがあるとして、当該預金口座に係る取引の停止（口座凍結）の措置を要請された場合、〔①〕当該被疑事件が明らかに振込利用犯罪行為に係る事犯に該当せず、また、〔②〕当該預金口座が犯罪利用預金口座でないことが明らかであるなど「特段の事情がない限り」、その要請に応じて取引停止の措置を講じたとしても、それをもって「違法ということはできない」と規範定立する。

この判示部分は、原判決が、金融機関は捜査機関等からの情報のみで直ちに、迅速に口座取引停止措置をとる

のは妥当ではなく、被害状況の調査や取引状況等を勘案して、「独自に判断」すべきとしていたのとは対照的である。そして、このような立場は、筆者が前稿の七で述べていたのと、同様の立場であるといえよう。

(2)　続いて、判旨**1**の**(2)**は、金融機関が犯罪利用預金口座である疑いがあるとして取引停止の措置を講ずる際には、預金口座の不正な利用に関する情報の提供元が捜査機関であり、かつ、捜査中の案件に係る場合においては、捜査機関への照会はもとより、金融機関が何らかの調査をすべき義務があると解することはできないとする。そして、その理由として、〔ア〕捜査機関が金融機関から照会を受けたとしても、密行性を旨とする捜査の性質上、被疑事件について罪名以外の具体的な内容を捜査機関が開示するとは考えられないこと、しかも、〔イ〕金融機関より遥かに強力な調査権限を有する捜査機関が当該預金口座を犯罪利用預金口座であると判断していることを挙げている。

この判示部分は、判旨**1**の**(1)**の規範定立部分で述べた内容と、実質的には同じものである。そして、㋐捜査の密行性と㋑捜査機関の強力な調査権限を理由として挙げることで、捜査機関への照会のみならず、金融機関の独自の調査義務も否定し、原判決のような立場は妥当ではなく、本判決がその立場を採用しないことを明示的に付言するものである。そして、以上の内容は、筆者が前稿の七で述べていたのと、同様の立場であるといえよう。

(3)　判旨**1**の**(3)**は、「なお」書きとして、法四条は、預金債権の消滅手続に関する規定であり、法三条所定の取引停止等措置のように暫定的なものではないから、法四条が金融機関に、預金口座等に係る被害の状況等について調査を求めているとしても、法三条の取引停止措置等の場合に、同様の調査が要求されるものではないとする。

この点は、筆者が正に前稿の六で述べていたところであり、原判決が法三条の要件と、法四条の要件を書き分けていることを看過していると指摘したところであって、賛成である。

3　判旨**2**は、普通預金規定に基づく取引停止措置について検討し、控訴人の普通預金等規定一一条の⑵③に該当するというべきであるから、控訴人が債務不履行等の責任を問われることはないとする。

この点は、筆者が前稿の十二や注12、注15で、控訴人（被告Y銀行）は普通預金規定に基づく取引停止措置の有効性についても主張していること、にもかかわらず原判決がこの主張に関して全く判示していないのはおかしいこと、そしてこの主張について判示されたならば、控訴人の普通預金等規定一一条の⑵③に該当するから、控訴人（被告Y銀行）勝訴の判断が下されるべきであったと、つとに述べていたところであり、賛成である。

4

⑴　判旨**3**は、判旨**1**及び**2**の規範定立を前提とするあてはめの部分であり、特に判旨**1**及び**2**の規範定立部分で述べた「特段の事情」の有無の検討をしている。判旨**3**の⑴では、「特段の事情」の有無について、本件被疑事件の罪名が医薬品医療機器等法違反であり、同法違反の行為が詐欺罪等のように、直接に人の財産を侵害する犯罪行為ではないことを問題としている。

しかし、医療品医療機器等法所定の承認を受けていない効能等を謳ったり、基準に適合しない医薬品を販売するなどした場合、当該医薬品の購入者は同法違反の行為により財産上の損害を被ったといえるのであり、そのような被疑事犯の可能性がある以上、同法違反の振込利用犯罪行為があり、本件各口座は犯罪利用預金口座に該当する可能性があったというべきであるとする。この点は、控訴人（被告Y銀行）の〔Ⓐ〕の反論を容れたものである。そして、筆者も前稿の九で述べていたところである。

加えて、判旨**3**の⑴は、捜査の密行性から、捜査機関側から罪名以外に被疑事件の具体的な内容が開示される可能性があったとは認められず、その他、特段の事情が存在したと認めることはできないとする。

⑵　したがって、判旨**3**の⑵は、控訴人（被告銀行）の取引停止措置は、違法とはいえないとし、よって、判旨

３の⑶で、被控訴人らの請求はいずれも理由がないとして、判旨４で、原判決を取り消し、被控訴人らの請求を棄却すると結論付けている。

なお、判旨３の⑵の後半では、本件口座五について、医薬品医療機器等法違反の疑いある取引とは無関係であると説明した時点で、犯罪利用預金口座である疑いは解消されたとする被控訴人Xらの主張（原告Xらの主張〔２〕後半）について、被疑事件の当事者や密接な関係者がそのような説明をしたからといって、直ちに疑いが解消されたとはいえないとしている。

本件口座五の入金原因は、原告Xらの主張〔２〕後半に整理したように、「寝具販売等」による売上金であり、効能の不明確な寝具が高額で売買されることにより、消費者被害が各地で発生していることからしても、本判決の見解は妥当であろう。

５　以上のように、本控訴審判決は、筆者が前稿の六、七、九、十二で述べたところと同様であり、その結論には賛成したい。しかしながら、本控訴審判決を仔細に検討すると、その論理構成には、問題点も存する。そこで、以下では、本控訴審判決の論理的問題について、順番に検討した上で、法の問題点を指摘し、最後に、その問題点を克服するために、立法論的考察をしたいと思う。

七　判旨１の⑴について

１　判旨１の⑴は、法二条三項、二条四項一号、三条一項を確認するだけで、「そうすると、」以下の規範を定立している。しかしながら、そのように単純に規範定立をすることができるのであろうか。なぜなら、法三条一項は、

「捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報提供があること」のみならず、「その他の事情を勘案して」犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする、と規定しているからである。すなわち、捜査機関等からの情報提供のみで、即座に金融機関が取引停止等の措置をとることができるのかどうかが、これまでの裁判例でも問題とされ、議論されてきたからである。

この問題に関しては、「振り込め詐欺救済法に係る全銀協のガイドライン」[20]策定に至る歴史を紐解く必要がある。加えて、この問題に関しては、先例が蓄積されている。そこで、この点を検討すると、まず法三条一項の趣旨及び本件ガイドラインの策定経緯は、次のとおりである。

2

法三条一項は、被害者救済と被害の拡大防止を図るため、捜査機関等から口座の不正利用に関する情報提供を受けた金融機関が犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、口座停止措置を適切に講ずると規定している。ここでのポイントは、当該口座が真に振り込め詐欺等の犯罪に利用されていたことは、法三条一項の要件ではなく、その疑いがあれば十分であるということである。それでは、なぜそのように規定されているのであろうか。

その理由は、警察や弁護士等から、口座停止依頼を受けた金融機関は、自らが有する口座情報と警察等からの情報のみしか有しない一方、振り込め詐欺事案では、口座への入金があると、すぐに出金されてしまうも多いことから[21]、被害者救済の実を上げるという法の目的を貫徹するためには、金融機関に債務不履行リスクを負担させることなく、迅速に口座凍結を行う必要があることにある。そのため、事後的に当該口座が実際には振り込め詐欺等の犯罪に利用されていなかったとしても、口座取引停止当時に、その疑いがあるならば、金融機関は一旦迅

速に口座を凍結することで、被害者救済の実を上げるという制度設計になっているのである。

このように、口座取引停止にあたっては、被害者救済の実効性を確保するため、口座を迅速・積極的に凍結する必要がある一方、名義人に対して債務不履行責任を負うリスクを金融機関に負わせないようにしなければならない。そこで後者の観点から、法案骨子の取りまとめ段階では、公的機関（例えば裁判所）の判断を求めることも検討された。しかしながら最終的には、人的コストも含めて公的負担を極小化するために、取引停止措置については金融機関の自主判断によることとされたのである。[22] もっとも、それではいかなる場合に、金融機関が口座取引停止措置等をとることができるのか判然としない。そこで全銀協は、金融庁、警察庁、預金保険機構等の関係官庁・団体とも調整の上で、「振り込め詐欺救済法に係る全銀協のガイドライン」を定めたのである。

本件ガイドラインは、預金口座取引停止の事由として、「①捜査機関等から通報された場合。②被害者から申出があり、振込が行われた事実が確認でき、ただちに取引の停止等の措置を講ずる必要がある場合。③第三者から情報提供があった場合において、以下のａからｃのいずれかまたはすべての連絡・確認を行った場合。ａ　名義人に電話連絡し、名義人本人から口座を貸与・売却した、紛失した、口座開設の覚えがないとの連絡がとれた場合。ｂ　名義人に複数回・異なる時間帯に電話連絡をしたが、連絡がとれなかった場合。ｃ　一定期間内に通常の生活口座取引と異なる入・出金または過去の履歴と比較すると異常な入・出金が発生している場合。④本人確認書類の偽造・変造が発覚した場合。」を挙げている。[23]

以上のように、いかなる場合に、法三条一項の要件に該当して、金融機関が口座取引停止措置をとることができるかに関しては、同条項を具体化する本件ガイドラインが策定されている。そして、このガイドラインにしたがって、各金融機関は口座取引停止等措置の是非を検討しているのである。この点は、看過されるべきではない

である。

3　次に、東京地判平成二三年六月一日判タ一三七五号一五八頁は、次のように述べている。

「本件法律三条一項は、『金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする。』と規定している」。ここまでは、本判決と同様、法三条一項の規定を確認したものである。このあと、本判決はすぐに「そうすると、」と規範定立するのに対して、この判決は次のように判示する。

「本件法律は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とするもので(一条)、このような目的を達成するため、振り込め詐欺等の被害者を可及的速やかに救済し、また、被害の拡大を防止すべく、その三条一項で、犯罪利用預金口座等であることが真実であることを要件とせず、その疑いがあると認められれば取引停止等の措置を講ずることにしたものと解される。」

すなわち、この判決は、なぜ三条一項が、犯罪利用預金口座等であることが真実であることを要件とせず、その疑いがあると認められれば取引停止等の措置を講ずることにしたのかを、法の目的・趣旨にまで遡って、振り込め詐欺等被害者の救済と被害の拡大防止を図るためであると明らかにしているのである。そのため、この判決は、次のような規範を定立する。

「同項の文言及び趣旨に照らせば、金融機関は、『当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当

該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供がある』場合には、当該金融機関において、提供された当該情報自体から明らかに犯罪利用預金口座等でないと認められるとか、本件口座が犯罪利用預金口座等でないことを知っていたなどの特段の事情のない限り、提供された情報に相当の理由があるかどうかを別途調査することなく犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めて、当該預金口座等に係る取引停止等の措置を適切に講ずることができるものと解される。」

4

以上のように、法三条一項に関して、捜査機関等からの情報提供のみで、即座に金融機関が取引停止等の措置をとることができるのかどうかに関しては、同条同項の文言から議論があるのである。そして、法の目的や趣旨、本件ガイドライン策定に至る経緯を踏まえて、一つの解釈が導かれるのであって、単に法三条一項の規定から、「そうすると、」として、本控訴審判決のような規範が定立できるわけではないということを指摘しておきたい。

また、本判決は、捜査機関等から取引停止措置を要請された場合、金融機関は、特段の事情がない限り、別途調査することなく、その要請に応じて取引停止措置を講じたとしても違法ということはできない、とする。そして、本判決は、その特段の事情の例示として、〔①〕当該被疑事件が明らかに振込利用犯罪行為に係る事犯に該当せず、また、〔②〕当該預金口座が犯罪利用預金口座でないことが明らかであるなどを挙げている。

この点は、前掲東京地判平成二三年六月一日が、〔③〕当該金融機関において、提供された当該情報自体から明らかに犯罪利用預金口座等でないと認められるとか、〔④〕本件口座が犯罪利用預金口座等でないことを知っていたなどの特段の事情のない限り、提供された情報に相当の理由があるかどうかを別途調査することなく犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めて、当該預金口座等に係る取引停止等の措置を適切に講ずることができるものと解される、としていたのに似てはいるが、よく確認すると、その例示内容は、異なっている。

この違いが何を意味するのか、そして本判決に、どのような論理的問題が存在するのかについては、九で検討する。

八　判旨1の⑵について

1　判旨1の⑵は、金融機関が犯罪利用預金口座である疑いがあるとして取引停止の措置を講ずる際には、預金口座の不正な利用に関する情報の提供元が捜査機関であり、かつ、捜査中の案件に係る場合においては、捜査機関への照会はもとより、金融機関が何らかの調査をすべき義務があると解することはできないとする。そして、その理由として、〔ア〕捜査機関が金融機関から照会を受けたとしても、密行性を旨とする捜査の性質上、被疑事件について罪名以外の具体的な内容を捜査機関が開示するとは考えられないこと、しかも、〔イ〕金融機関より遥かに強力な調査権限を有する捜査機関が当該預金口座を犯罪利用預金口座であると判断していることを挙げている。

以上の判示は、〔ア〕捜査の密行性と〔イ〕捜査機関の強力な調査権限を根拠に、金融機関の独自の調査義務を否定するものである。この〔ア〕と〔イ〕の二つの理由のうち、〔イ〕はそのとおりである。

2　しかし、〔ア〕捜査の密行性に関しては、これを理由とすることには賛成できない。なぜなら、まず、このような理由付けでは、金融機関内部に、まるで振り込め詐欺犯との内通者がいるかもしれないので、捜査情報を金融機関にもらすことはできないとも読めてしまいかねないからである。振り込め詐欺被害者の救済あるいは振り込め詐欺そのものの根絶には、捜査機関等と金融機関の密接な連携・協力が欠かせないのであって、「捜査の密

行性」というキーワードは、この両者の関係性を損なう可能性のあるものであると考える。

3

より重要なのは、現在は振り込め詐欺以外の特殊詐欺と呼ばれる事犯においては、捜査機関等からの確度の高い外部情報こそが凍結判断の拠りどころとなるとされているので、このような事犯において、金融機関が捜査機関からの情報を確認する手段・機会を「捜査の密行性」というキーワードが奪いかねないと考えられるからである。

すなわち、平成二二年二月から、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺の四類型のみを「振り込め詐欺」と呼ぶとされているが、この四類型は、①凍結検討対象口座は、売却・譲渡された個人名義が主で、②入出金データや口座名義人への連絡により得た情報から、犯罪利用の蓋然性を判断しやすく、③口座凍結措置を講じた場合に、口座名義人が権利行使してくることは稀である。他方、利殖勧誘事犯やその他の特殊詐欺は、①凍結検討対象口座は、法人を中心とする名義人本人が実際に利用していることが大半で、②入出金データや口座名義人への連絡により得た情報からだけでは、犯罪利用の蓋然性を判断するのが難しく、③口座凍結措置を講じた場合に、口座名義人が権利行使してくることも想定され、④万一、口座名義人が犯罪者ではない場合には、不渡・連鎖倒産等の発生および損害賠償リスクも大きいから、凍結により慎重な判断が要求され、捜査機関等の確度の高い外部情報が非常に重要であると、全銀協が作製した「振り込め詐欺救済法における口座凍結手続について」と題するパンフレットでは説明されているのである。

したがって、利殖勧誘事犯やその他の特殊詐欺（本件もこの類型に当たるが）においては、犯罪利用預金口座等である疑いがあるかの判断が内部保有情報のみでは不明であるため（七で検討したように、その調査・確認は法的義務ではないものの）、損害賠償リスクを回避するために、捜査機関に情報の確認をしておきたいと考える

金融機関もあるであろう。このような場合に、「捜査の密行性」を理由に、捜査機関が詳細な情報の提供を拒むとしたら、かえって金融機関としては口座取引停止措置を講ずることを躊躇することにもなりかねないのである。

4　以上より、判旨**1**の**(2)**が、金融機関の独自の調査義務を否定する理由としてあげた二つの理由のうち、〔㋑〕捜査機関の強力な調査権限は妥当であるが、〔㋐〕捜査の密行性に関しては、妥当ではないと考える。

九　判旨**3**の**(1)**について

1　判旨**3**は、判旨**1**及び**2**の規範定立を前提とするあてはめの部分であり、特に判旨**1**及び**2**の規範定立部分で述べた〔①〕当該被疑事件が明らかに振込利用犯罪行為に係る事犯に該当せず、また、〔②〕当該預金口座が犯罪利用預金口座でないことが明らかであるなどの「特段の事情」の有無の検討をしている。そして、判旨**3**の**(1)**では、「特段の事情」の有無について、本件被疑事件の罪名が医薬品医療機器等法違反であり、同法違反の行為が詐欺罪等のように、直接に人の財産を侵害する犯罪行為ではないことを問題としている。すなわち、「特段の事情」の有無について、〔①〕当該被疑事件が明らかに振込利用犯罪行為に係る事犯に該当しないかどうかを検討しているのである。

2　この問題について、本判決は、医療品医療機器等法所定の承認を受けていない効能等を謳ったり、基準に適合しない医薬品を販売するなどした場合、当該医薬品の購入者は同法違反の行為により財産上の損害を被ったといえるのであり、そのような被疑事犯の可能性がある以上、同法違反の振込利用犯罪行為があり、本件各口座は犯罪利用預金口座に該当する可能性があったというべきであるとする。この点は、控訴人（被告Y銀行）の〔Ⓐ〕

の反論を容れたものであり、その内容自体に誤りはない。

3　しかしながら、そもそも、この問題は、法三条一項の「犯罪利用預金口座等である疑い」があるかどうかの判断における「特段の事情」の問題なのであろうか。そうではなく、法二条三項の「振込利用犯罪行為」に係る事犯に該当するかどうかの問題であろう。

すなわち、論理的には、本件被疑事件の罪名が医薬品医療機器等法違反であり、同法違反の行為が詐欺罪等のように、直接に人の財産を侵害する犯罪行為ではないということで法二条三項の「振込利用犯罪行為」にあたらないのか、それとも医療品医療機器等法所定の承認を受けていない効能等を謳ったり、基準に適合しない医薬品を販売するなどした場合、当該医薬品の購入者は同法違反の行為により財産上の損害を被ったといえるのであり、そのような被疑事犯の可能性がある以上、同法違反の「振込利用犯罪行為」にあたるのかの問題なのである。

しかるに、本判決は、この問題を法三条一項の「犯罪利用預金口座等である疑い」があるかどうかの判断における「特段の事情」の問題としている。この点は、前掲東京地判平成二三年六月一日が、〔③〕当該金融機関において、提供された当該情報自体から明らかに犯罪利用預金口座等でないと認められることを「特段の事情」の問題としたのと似てはいる。しかしながら、前掲東京地判平成二三年六月一日は、明らかに犯罪利用預金口座等でないと認められることを「特段の事情」の問題としており、あくまで法三条一項の問題点を特段の事情としている。これと異なり、本判決は、当該被疑事件が明らかに振込利用犯罪行為に係る事犯に該当しないかどうかを「犯罪利用預金口座等である疑い」があるかどうかの判断における「特段の事情」の問題としており、論理的におかしいと指摘せざるを得ないであろう。[23a]

4　なお、判旨3の(1)は、「捜査の密行性」から、捜査機関側から罪名以外に被疑事件の具体的な内容が開示され

る可能性があったとは認められず、その他、特段の事情が存在したと認めることはできないとする。しかし、「捜査の密行性」から、捜査機関側から罪名以外に被疑事件の具体的な内容が開示される可能性があったとは認められないとするのは、振り込め詐欺等撲滅における捜査機関と金融機関の協力体制を揺るがせにするものであって、賛成できないことは、八で述べたとおりである。

十　立法論

1　以上のように、本控訴審判決の結論には賛成であるが、理論構成には問題点もあり、その理由付けには賛成することはできない。すなわち、「捜査の密行性」を理由に、捜査機関側から罪名以外に被疑事件の具体的な内容が開示される可能性があったとは認められないとする点と、医薬品医療機器等法違反の行為が「振込利用犯罪行為」にあたるのかの問題ではなく、この問題を法三条一項の「犯罪利用預金口座等である疑い」があるかどうかの判断における「特段の事情」の問題としている点が疑問である。

しかし、実はこの控訴審判決の問題点は、預金口座の取引停止措置に関する、より大きな問題につながっているように思われる。

2　すなわち、預金口座の取引停止措置に関する根拠は、法三条一項あるいは預金規定である。取引停止措置に関する法三条一項の要件は、「犯罪利用預金口座等である疑い」があることである。つまり、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたものである「振込利用犯罪行為」があることがその要件の前提となる。

これに対して、取引停止措置に関する預金規定は、預金口座が「法令や公序良俗違反に利用され、またはそのおそれがあると認められる」等の場合に、当該口座の取引を停止するというものである。

したがって、金融機関による預金口座の取引停止措置の適法性が裁判で争われたとき、その根拠が法三条一項であると主張する場合には、被疑事犯が財産犯であること、振込みが利用されたことを金融機関が主張・立証する必要があるが、その根拠が預金規定であると主張する場合には、何らかの法令違反あるいは公序良俗違反があることを主張・立証すれば良い。すなわち、金融機関としては、預金口座の取引停止措置の根拠を預金規定であると主張するほうが有利なのである。

3　そのため、筆者が前稿で明らかにしたように、最近の裁判例では法三条一項のみを根拠として主張する事案はほぼ無くなり、預金規定のみあるいは両規定に基づく取引停止措置であると金融機関が主張して、争点となる事案が相次いでいるのである。このことは、法のみによる取引停止を主張することは、金融機関にとってリスクがあることを推察させる状況になっているといえよう[24]。

本件の原判決では、正にこのリスクが顕在化し、金融機関が敗訴した。しかし、金融機関が法三条一項のみを根拠として主張するか、そうでないかによって、訴訟の結果が正反対になるまでの効果を導くような要件の違いは、もはや正当化されるべきではないであろう。

4　そこで、筆者は、法三条一項の取引停止措置等の要件は、預金規定と同様、「法令や公序良俗違反に利用され、またはそのおそれがあると認められる」というもので十分であり、そのように法改正すべきであることを提案したい。こうすることで取引停止措置等に関する法三条一項の要件と、債権消滅手続に関する法四条一項の要件は明確に区分されるから、原判決のように、法三条一項と法四条一項の違いを看過して、両条の要件を合一化して

考えるというような誤判を防止できるであろう。それとともに、本判決のように、法二条三項の「振込利用犯罪行為」と、法三条一項の「犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由」の関係性について不適切・不十分な論及をするというような論理的問題も回避することができると思われる。

このような提案に対しては、法がそもそも裁判手続によらない、振り込め詐欺被害者の簡易・迅速な救済のために、議員立法によって成立したことを看過するものであるとの批判も考えられる。

しかしながら、法の正式名称は、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律」なのであるから、預金口座が犯罪に利用されていれば（あるいはそのおそれがあれば）、十分なはずである。また、法の趣旨が被害者の簡易・迅速な救済を目的としているという点に関しては、法四条以下の債権消滅手続においては、これまで通り「振込利用犯罪行為」であることを要件とすることを考えている。こうすることで、暫定的な口座停止手続である法三条一項と法四条以下の債権消滅手続とは明確に区別できるとともに、前述の法の趣旨（裁判手続によらない被害者の簡易・迅速な救済制度）を貫徹することができるように思われる。そして、このように、法三条と法四条を明確に区分すれば、原判決のように両条の要件を合一化して、金融機関の調査義務を重く考えるというような誤判をも防ぐことができるように思われる。

平成一九年一二月一四日に議員立法により法が制定されてから、約一〇年が経過しようとしている。これまでの一〇年における、法の施行状況や問題点を踏まえて、振り込め詐欺等の撲滅やその被害者の救済、被害の拡大防止のために、法がさらに実務界において有意義なものとなるよう、必要な法改正をなすべき時期に来ているといえるであろう。

（1） 筆者は、東京地判平成二四年一〇月五日金判一四〇三号二四頁について、東京大学商法研究会で報告した上で、ジュリスト誌にその評釈を掲載（新井剛・ジュリ一四五八号八七頁、二〇一三年）した関係で、この富山地判平成二八年六月二二日に対するコメントを朝日新聞大阪本社生活文化部の河野通高氏より求められた。そのため、筆者は未公刊であるにもかかわらず、この判決の存在を知ったのである。

（2） 新井剛「犯罪利用預金口座の取引停止措置における金融機関の注意義務とその責任―富山地裁平成二八年六月二二日判決を契機として―」獨協法学一〇一号一頁（二〇一六年）。以下、同論文を「前稿」と呼ぶ。

（3） 平成一二年一二月一九日に、預金口座が「法令や公序良俗違反に利用され、またはそのおそれがあると認められる」等の場合に、当該口座の取引停止や強制解約ができる旨の規定が「ひな型」に新設され、各行の預金規定にも同様の条項が挿入された。齋藤秀典「普通預金規定ひな型等における預金口座の強制解約等に係る規定の制定について」金法一六〇二号一一頁（二〇〇一年）、新井・前稿一頁等参照。

（4） この法律は、振り込め詐欺撲滅と被害者救済の必要性が社会問題となったため、議員立法によって平成一九年一二月一四日に成立し、翌二〇年六月二一日に施行された。同法は、振り込め詐欺救済法と略称されている。以下では、この法律を単に「法」と呼ぶ。

法に関しては、次のような文献がある。まず、法に関する問題点を総合的に取り上げる著書として、江野栄＝秋山努『Q&A 振り込め詐欺救済法ガイドブック―口座凍結の手続と実践』（民事法研究会、二〇一三年）がある（以下、本書を「ガイドブック」で引用する）。立法経過については、第一六八回国会衆議院財務金融委員会会議録第六号（平成一九年一二月四日）を参照。法制定の背景や概要については、与党案提案者の解説として、柴山昌彦「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（振り込め詐欺等被害金返還特別措置法案、いずれも仮称）の概要」金法一八〇一号八頁（二〇〇七年）、同「犯罪利用口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺被害者救済法）および関連規程の概要」金法一八三七号一〇頁（二〇〇八年）、民主党修正案については、階猛「振り込め詐欺被害者救済法案の審議過程」銀法六八四号一頁（二〇〇八年）、衆議院法制局担当者の解説として、田尾幸一郎「犯罪利用口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」ジュリ一三五二号九三頁（二〇〇八年）がある。また、法に関する全銀協のガイドラインについては、干場力「『振り込め詐欺救済法に係る全銀協のガイドライン（事務取扱手続）』

の概要」金法一八四〇号一二頁(二〇〇八年)、同「犯罪利用口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に係る事務取扱手続について」銀法六九一号二〇頁(二〇〇八年)がある。

さらに、実務家が実務上の問題点を考察する主要文献として、黒澤賢一「振り込め詐欺救済法と司法書士の実務対応」登記情報五六三号二六頁(二〇〇八年)、山田茂樹「振り込め詐欺救済法の活用」現代・消費者法九号五九頁(二〇一〇年)、廣渡鉄=福田隆行「振り込め詐欺救済法の実務上の問題点」金法一九二一号九二頁(二〇一一年)、水口大弥「犯罪利用口座の取引停止措置と支払拒絶に関する裁判例」金法一九二一号一〇一頁(二〇一一年)、鈴木仁史「振り込め詐欺救済法にかかる裁判例と金融実務」事業再生と債権管理一四〇号一三八頁(二〇一三年)、上田孝治「振り込め詐欺救済法の活用と実務上の留意点」現代・消費者法二二号二六頁(二〇一四年)、粢田誠「最近の判例に見る営業店の預金払戻しの実務 第五回 預金口座の凍結」銀法七九九号五二頁(二〇一六年)、世取山茂「振り込め詐欺救済法に定める被害回復分配金の金融機関から被害者への支払について」金法二〇四七号五八頁(二〇一六年)がある。なお、法に疑問を呈する論稿として、菅原胞治「『犯罪利用口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律』の問題点」銀法六八四号八頁(二〇〇八年)、渡辺隆生「振り込め詐欺被害者救済法の成立について」金法一八二七号四頁(二〇〇八年)がある。

そして、学者による論稿として、川地宏行「取引停止措置がとられた犯罪利用預金口座における払戻請求の可否(東京地判平二二・七・二三)」現代・消費者法一一号九七頁(二〇一一年)、吉村信明「犯罪利用預金口座からの払戻請求」アドミニストレーション一九巻一号一一九頁(二〇一二年)、同「預金口座取引停止要請を行う『捜査機関等』について」アドミニストレーション二〇巻一号三一頁(二〇一三年)、沖野眞已「犯罪利用口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律を巡る私法上の問題」金融法務研究会『近時の預金等に係る取引を巡る諸問題』六九頁(二〇一五年)のほか、筆者による論稿として、注一、注二に掲記したものに加えて、新井剛・ジュリ一五〇二号一一五頁(松山地判平成二八年二月一〇日判批、二〇一七年)がある。

(5) 法三条一項は、被害者救済と被害の拡大防止を図るため、「捜査機関等から口座の不正な利用に関する情報の提供」を受けた等の場合に、金融機関が「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする」と規定している。

(6) この控訴審判決も未公刊であるが、前述のとおり原判決に関して、朝日新聞大阪本社の河野氏からコメントを求められた

関係で、その同僚である朝日新聞本社社会部の阿部峻介記者から、控訴審判決の内容を情報提供していただいた。この場を借りて御礼申し上げる。なお、以下では、この控訴審判決である名古屋高裁金沢支部平成二八年一一月三〇日判決を「本判決」、富山地裁平成二八年六月二二日判決を「原判決」と呼ぶことがある。

（7）　原判決では、被告銀行の普通預金等規定一一条二項三号に、「この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合」に、被告は預金取引を停止し、口座を解約することができる旨の規定が存在することが、事実認定されている。しかし、後に紹介する原判決の判旨においては、預金規定に基づく口座取引停止措置の正当性に関しては、全く判示されていない。

（8）　平成二八年一月二一日付け北日本新聞朝刊。

（9）　平成二八年二月一一日付け北日本新聞朝刊。

（10）　判旨は、ここで紹介する部分の前の「当裁判所の判断　二」の箇所で、法二条二項、同条四項、三条一項、四条一項一号、同二号、同三号、同四号の各規定の内容を確認している。

（11）　前稿六（獨協法学一〇一号一九～二二頁）。

（12）　東京地判平成二三年六月一日判タ一三七五号一五八頁、東京地判平成二四年一〇月五日金判一四〇三号二四頁、東京地判平成二七年二月二〇日LLI/DB-L07030336の三判決である。いずれも、捜査機関等からの口座凍結依頼に関する情報提供があった場合には、提供された情報自体が明らかに犯罪利用預金口座ではないと認められるとか、そのような口座ではないと金融機関が知っていたなどの特段の事情がない限り、提供された情報に相当の理由があるかどうかについて別途調査することなく、取引停止措置を講ずることができると判断している。

（13）　前稿七（獨協法学一〇一号二二～二七頁）。

（14）　ガイドブック四五頁、一般社団法人全国銀行協会「振り込め詐欺救済法における口座凍結手続について」六頁。

（15）　前稿八（獨協法学一〇一号二七～二八頁）。

（16）　前稿九（獨協法学一〇一号二八～三二頁）。

（17）　前稿十（獨協法学一〇一号三二～三四頁）。

（18）　前稿十一（獨協法学一〇一号三四～三五頁）。

(19) 前稿十二（獨協法学一〇一号三六～三七頁）。

(20) このガイドラインに関する詳細については、干場・前掲金法一八四〇号一三頁以下、同・前掲銀法六九一号二一頁を参照。また以下では、このガイドラインを「本件ガイドライン」と呼ぶ。

(21) 上田・前掲二八頁は、「口座が犯罪に利用された場合、振込先の口座にいつまでもそのまま預貯金が残っているケースは少なく、すぐに出金されたり、他の口座へ資金を移されたりするケースがほとんどである」と述べており、廣渡＝福田・前掲九四頁は、「振り込め詐欺など『振込利用犯罪行為』においては、振込先口座に振り込まれた被害金をそのまま当該口座にとどめることはほとんどない。直ちに現金化して払い出すか、マネー・ロンダリングの目的で振込先口座以外の預金口座等に資金移動が行われるのが常である」と指摘している。

(22) 柴山・前掲金法一八〇一号九頁注二。

(23) 干場・前掲金法一八四〇号一三頁以下、同・前掲銀法六九一号二一頁。

(23a) 判旨Ⅰの(1)が述べる「特段の事情」の例示を筆者は、本文に述べたように、〔①〕と〔②〕に区分して読んだ。「また」という接続詞は、並立を意味するからである。九の3における判批も、この読み方を前提としている。しかしながら、本判決は、このように区分せず一つの例示しか述べていないのかもしれない。けれども、そうであるならば、「また」ではなく、「したがって」という接続詞が使われるべきだったであろう。

(24) 新井・前稿三頁以下、特に八頁〔iv〕。